

第 17 回環境回復検討会資料

「除去土壌の処分に関する検討チーム」の設置について

1. 目的

除染等の措置に伴い生じた除去土壌については、放射性物質汚染対処特措法に基づいて定められる基準に従って、除染実施者等により処分することが義務付けられており、これまでに蓄積された科学的知見、除去土壌の濃度や保管量の実態、地域の実情等を踏まえて、所要の基準等を作成することが求められている。

除去土壌の処分（埋設）に関する安全確保については、平成 23 年 6 月に原子力安全委員会より、原子炉等規制法に基づく第二種廃棄物埋設の事業として示された処分方法（トレンチ、ピット、余裕深度処分）の安全評価の考え方等を踏まえた当面の考え方が示されている。

一方、原子力規制委員会の下に設置された廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チームにおいては、原子力施設に係る規制基準の整備に当たって、国際基準との整合性を図りつつ最新の知見を取り込むこととし、現在、廃棄物の埋設に係る放射線防護基準等についても検討が進められている。

これらの状況を踏まえ、除染等の措置に伴い生じた除去土壌の処分（埋設）に関する安全確保の考え方や基準等について検討することを目的として、環境回復検討会の下に「除去土壌の処分に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

なお、福島県内の除染等の措置により生じた除去土壌に関して、国は中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとされており、最終処分の方向性の検討等の取組も別途進めることとしている。このため、検討チームでは、福島県外の除染等の措置により生じた除去土壌を念頭に検討を行う。

2. 検討事項

福島県外の除染等の措置により生じた除去土壌を対象として、以下の事項について検討する。

- (1) 除去土壌の処分（埋設）に関する安全確保の考え方
- (2) 除去土壌の処分（埋設）に係る基準
- (3) その他除去土壌の保管・処分（埋設）に係る事項

3. 委員

検討チームの委員は別紙のとおりとする。

4. 今後の予定

平成 29 年から検討を開始し、検討事項について取りまとめる。

¹ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成 23 年 6 月 3 日、原子力安全委員会）

(別紙)

「除去土壌の処分に関する検討チーム」委員名簿

	氏名	所属
1	飯本 武志	東京大学環境安全本部 准教授
2	大迫 政浩	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長
3	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部 教授
4	武石 稔	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島環境安全センター 嘱託 (分析技術開発アドバイザー)
5	新堀 雄一	東北大学大学院工学研究科 教授
6	山本 英明	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島環境安全センター技術主席